

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人桑名市総合医療センターにおける職員の臨時的雇用及びその職員の給与、身分の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 臨時的に雇用される職員の名称は、臨時補助員とする。

(雇用の決定等)

第3条 所属長は、臨時補助員を雇用しようとする場合には、雇用しようとする日前10日までに臨時的雇用申請書(様式第1号)又は臨時的雇用期間更新申請書(様式第2号)を作成し、理事長に提出しなければならない。

(雇用の決定等)

第4条 臨時補助員の雇用又は雇用期間の更新の決定については、雇用通知書(様式第3号)又は雇用期間更新通知書(様式第4号)を交付して行うものとする。

2 所属長は、雇用又は雇用期間の更新の決定があった臨時補助員に承諾書(様式第5号)を提出させなければならない。

3 臨時補助員は、臨時補助員雇用確認書(様式第6号)に署名、押印しなければ業務に従事することができない。

(勤務日)

第5条 臨時補助員の勤務日は、雇用期間中(ただし、地方独立行政法人桑名市総合医療センター職員就業規程(平成21年10月1日制定)第37条第2項に規定する休日を除く。)において所属長が定める。

2 所属長は、職務の内容等により特に必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、勤務日を定めることができる。

(勤務時間その他勤務条件)

第6条 臨時補助員の勤務時間その他勤務条件については、この規程に定めるもののほか、正規の職員の例による。

2 休暇については、労働基準法(昭和22年法律第49号)に定めるところによる。

(給与)

第7条 臨時補助員の給料は、日額又は時間給とし、勤務日数又は勤務時間数に対し支給する。

2 前項の日額及び時間給の基準は、別に定める。

3 臨時補助員に対しては、別に定める基準により予算の範囲内において、通勤手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び業績手当の基礎的支給部分に相当する手当を支給することができる。

4 臨時補助員の給与の支給期日は、毎月1日から末日までの分を翌月の10日までに支給する。

5 給与は、臨時補助員の申出により、口座振替の方法により支給することができる。

(給料の減額)

第8条 臨時補助員が遅刻し、早退し、又は離業したときは、その勤務しない1時間につき1時間当たりの給料額を減額する。

2 前項の時間の計算において、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

(旅費)

第9条 臨時補助員が業務のため旅行した場合には、正規の職員に準じた旅費を支給する。

(服務)

第10条 臨時補助員の服務は、正規の職員の例による。

(福利厚生)

第11条 理事長は、臨時補助員を健康保険、厚生年金及び雇用保険へ加入させることができる。

(離職)

第12条 所属長は、臨時補助員が雇用期間満了前に離職したときは、その都度臨時補助員離職報告書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

(災害補償)

第13条 災害補償については、労働基準法に規定するところによる。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、桑名市の条例、規則、病院事業管理規程及びその他の規程の規定により臨時補助員に任用された者で、引き続きこの規程に基づき雇用されたものの雇用期間は、この規程の規定により雇用された期間とみなす。

臨時的雇用申請書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

所属長
職氏名

印

地方独立行政法人桑名市総合医療センター臨時的雇用職員取扱規程第3条の規定により、次のとおり臨時的雇用を行いたいから申請します。

記

1 雇用しようとする職

所属課及び係名		雇用人数	人
雇用を必要とする理由			
職務の内容と責任の程度			
職の存続する期間	年 月 日から	箇月の予定	
	年 月 日まで		
会計年度	年度	会計名	
予算科目	款	項	目 節

2 雇用しようとする者

氏名	生年月日	給料日額	雇用期間	就業時間	住所
		円	自 年 月 日 至 年 月 日		
		円	自 年 月 日 至 年 月 日		
		円	自 年 月 日 至 年 月 日		
		円	自 年 月 日 至 年 月 日		
		円	自 年 月 日 至 年 月 日		

3 添付書類

- (1) 履歴書
- (2) 身体検査書（雇用期間が2月以内の者及び前雇用期間終了後2月以内に再雇用される者は、省略することができる。）
- (3) 特別な資格、免許等を必要とする職にあつては、その資格、免許等を証明する書類

臨時的雇用期間更新申請書

年 月 日

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

所属長
職氏名

印

地方独立行政法人桑名市総合医療センター臨時的雇用職員取扱規程第3条の規定により、次のとおり臨時的雇用期間更新を行いたいから申請します。

記

1 雇用期間更新しようとする職

所属課及び係名								雇用期間 更新人数	人
雇用期間更新を必要とする理由									
会計年度	年度		会計名						
予算科目	款		項		目		節		

2 雇用期間更新しようとする者

氏名	生年月日	給料日額	従前の雇用期間			更新の期間			就業時間		
		円	自	年	月	日	自	年	月	日	
		円	至	年	月	日	至	年	月	日	
		円	自	年	月	日	自	年	月	日	
		円	至	年	月	日	至	年	月	日	
		円	自	年	月	日	自	年	月	日	
		円	至	年	月	日	至	年	月	日	
		円	自	年	月	日	自	年	月	日	
		円	至	年	月	日	至	年	月	日	
		円	自	年	月	日	自	年	月	日	
		円	至	年	月	日	至	年	月	日	

雇用通知書

氏名	
勤務場所	
給料日額等	日額・時間給 円 通勤手当相当額 円
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで
休暇	有給休暇 1 公民権行使 2 年次休暇は、労働基準法第39条に定める基準に基づき付与する。
	無給休暇 1 産前産後休暇 2 病気休暇 3 育児時間 4 生理休暇 5 特別休暇
その他の雇用条件	雇用期間が満了の際は、別に発令することなく退職する。

上記のとおり臨時的雇用が決定されたから通知する。

年 月 日

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

印

雇用期間更新通知書

氏名		
勤務場所		
給料日額等		日額・時間給 円
		通勤手当相当額 円
雇用期間		年 月 日から 年 月 日まで
休暇	有給休暇	1 公民権行使 2 年次休暇は、労働基準法第39条に定める基準に基づき付与する。
	無給休暇	1 産前産後休暇 2 病気休暇 3 育児時間 4 生理休暇 5 特別休暇
その他の雇用条件		雇用期間が満了の際は、別に発令することなく退職する。

上記のとおり臨時的雇用が決定されたから通知する。

年 月 日

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

印

承諾書

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

この度、次により臨時補助員として雇用されたことについては、誠実かつ公正に職務を執行し、雇用期間が終了したときは異議なく退職することを承諾します。

記

1 勤務場所				
2 勤務内容				
3 雇用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
4 雇用期間	午前 午後	時 分から	午前 午後	時 分まで
5 給与	日額・時間給			円
	通勤手当相当額			円
6 支給日	毎月末で締め切り、翌月の10日までに支払う。			

年 月 日

氏名

印

臨時補助員雇用確認書

被雇用者	氏名					
	生年月日					
	住所					
	連絡先					
所属課、係名						
職務の内容						
雇用期間	年 月 日から 年 月 日まで					
雇用時間	(月～金)	午前	時 分から	午前	時 分まで	
		午後		午後		
	(土)	午前	時 分から	午前	時 分まで	
		午後		午後		
※ただし、所属長の命により勤務時間を変更できる。						
給与	日額・時間給	円				
	通勤手当相当額	円				
社会保険	雇用保険・健康保険・厚生年金保険					
勤務を必要としない日						
賃金の支給時期	毎月末で締め切り、翌月の10日まで					
その他の事項	地方独立行政法人桑名市総合医療センター臨時的雇用職員取扱規程に定める事項による。					

上記の内容で雇用契約を締結する。

年 月 日

地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

印

被雇用者

印

臨時補助員離職報告書

（あて先）地方独立行政法人桑名市総合医療センター理事長

所属長
職氏名

印

次の臨時補助員が雇用期間満了前に離職したので報告します。

記

- 1 氏名
- 2 所属課及び係名
- 3 雇用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 離職年月日 年 月 日
- 5 離職理由
- 6 その他